

教育委員会の懲戒処分一覧

(R6. 4. 1～現在)

処分年月日	所属部局 職位 年齢	処 分 内 容	処 分 理 由
R8. 7. 2	小学校 教諭 57 歳	免職	被処分者は、令和 8 年 3 月 8 日、現任校の備品である楽器 2 点について、東信地域の業者に持ち込んでこれを売却し、売却代金として現金 65, 000 円を不正に受領した。 また、令和 6 年 2 月 12 日、前任校の備品である楽器 1 点についても、同様に東信地域の業者に持ち込んでこれを売却し、売却代金として現金 220, 000 円を不正に受領した。 被処分者は、これら売却により得られた現金を私的に費消した。 さらに、被処分者は、現任校の部活動の顧問として会計事務を担当するに当たり、勤務校の会計規定に反して、学校指定の口座を使用せず、現金を自身の手元で管理し、収入伺いや支出伺いを作成せずに出納処理を行うといった不適正な会計処理を行った。
R8. 3. 24	中学校 教頭 55 歳	停職 6 月	被処分者は、令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 2 時 30 分頃、勤務校内において、体調不良のため休息していた部下教職員に対し、同意なくキスを行い、被害職員に心理的負担を与えた。
R8. 3. 24	高校 教諭 40 代	免職	被処分者は、令和 5 年 3 月に複数回、自校の生徒 1 名を自宅に招き、深夜まで二人で過ごし、抱きしめるなどの身体接触を行った。この他、SNS で不適切なやりとりを行った。
R8. 3. 24	高校 実習助手 61 歳	免職	被処分者は、勤務校で担当した 1 学年会計において、保護者からの徴収金を 24 回に渡り不正に出金し、3, 445, 368 円を私的に流用した。 また、被処分者は、担当する進路指導係の進路指導会計においても 360, 910 円を私的流用した。私的流用は総額 3, 806, 278 円となる。 被処分者はこれらを借金返済や車の修理代等に充てた。現在までに返金はされていない。 この他、被処分者は令和 6 年度に担当した 1 学年会計においても 1, 842, 000 円を不正に出金し私的に流用した。ただし、これについては令和 7 年 4 月に行われた会計監査の前に返金されている。
R8. 3. 10	中学校 教諭 48 歳	戒告	被処分者は、令和 7 年 10 月 8 日（水）午後 8 時 2 分頃、私用で普通乗用自動車を運転して須坂市内の道路を走行中、赤信号のため交差点手前で停止した後、信号が青に変わったと誤認して発信し、交差点内に進入したところ、右方道路から進行してきた相手方普通乗用自動車の前部に自車右側面前部を衝突させ、被害者に全治約 1 か月のけがを負わせた。 被処分者は、令和 8 年 1 月 6 日（火）、長野簡易裁判所から自動車運転死傷処罰法（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律）違反・過失運転致傷の罪で罰金 50 万円の略式命令を受け、納付した。
R8. 3. 10	高校 教諭 65 歳	減給 2/10 1 月	被処分者は、勤務する高校の部活動の顧問として平成 28 年度から令和 7 年度までの間、会計を担当していた。 令和 2 年度から 5 年間、遠征の際、事実と異なる申請を行い県から旅費 41, 310 円を不正に受給した。 保護者から集金した遠征費については、その都度精算と収支報告を行い返金すべきところ、平成 28 年度より 10 年間杜撰な会計管理により、保護者への会計報告や遠征費の余剰金合計 1, 873, 591 円の返金を行わなかった。

			さらにこの間、遠征費の補助を行っている勤務校PTA会計に対して、事実と異なる虚偽の申請を行い、不正に交通費補助金 31,980 円を受領した。 なお、被処分者は返金すべき証拠書類のない 10 年間約 60 回分の遠征余剰金と PTA 会計からの交通費補助金合計 1,905,571 円について、現在、返金手続きを進めている。 また、当該顧問は令和 7 年 5 月、放課後の部活動指導の際、生徒 2 名に対して、私物のパソコンで操作を誤り、わいせつな動画を 2 秒見せた。
R8. 3. 10	特別支援学校 寄宿舎指導員 49 歳	戒告	被処分者は、令和 6 年 11 月 14 日（木）午後 10 時 56 分頃、私用で自家用車を運転してコンビニエンスストアに立ち寄り、駐車場で方向転換しようと車を後退させた際、後方左右の安全確認を怠り、車の後方を歩行中の被害者に気づかずに自車後部を接触させ転倒させた。これにより、被害者に全治 3 か月を要する右大腿骨人工関節周囲骨折の傷害を負わせた。 被処分者は、令和 7 年 2 月 28 日（金）、簡易裁判所から過失運転致傷の罪で罰金 20 万円の略式命令を受け、令和 7 年 3 月 11 日（火）に納付した。
R7. 9. 17	小学校 養護教諭 29 歳	停職 1 月	被処分者は、令和 7 年 4 月 25 日（金）、長野駅前において職場の有志による懇親会に出席し、午後 7 時頃から午後 11 時頃までの間に、2 軒の飲食店で飲酒した。自宅最寄り駅まで電車で移動した後、自転車を押して歩いていたが、「早く帰りたい」との理由から自転車に乗って走行を開始した。途中でパトロール中の警察官に呼び止められ、検査の結果、呼気から基準値を超えるアルコールが検出されたため、酒気帯び運転の疑いで検挙された。 被処分者は、令和 7 年 6 月 16 日（月）、長野簡易裁判所より道路交通法違反（自転車の酒気帯び運転）の罪で罰金 10 万円の略式命令を受け、これを納付した。
R7. 9. 17	高校 教諭 61 歳	戒告	被処分者は、令和 7 年 5 月 20 日（火）、公務で小型乗用車を運転中、岡谷市内の国道 20 号線において、時速 31km 超過により速度違反取締中の警察官に検挙され、佐久簡易裁判所より罰金 6 万円の略式命令を受け、納付した。
R7. 9. 17	特別支援学校 教諭 29 歳	戒告	被処分者は、令和 5 年 7 月 1 日（土）午前 10 時 30 分頃、私用で自家用車を運転中、信号機のない交差点で安全確認を怠ったことにより、左方道路から進行してきた普通乗用自動車に気づくことが遅れ、自車左前部を被害者の車右側前部に衝突させて路外の畑に逸脱させ、被害者に、全治約 3 か月を要する軸椎骨折の傷害を負わせた。 被処分者は、令和 5 年 10 月 17 日（火）、簡易裁判所から過失運転致傷の罪で罰金 50 万円の略式命令を受け、令和 5 年 10 月 27 日（金）に納付した。
R7. 6. 12	中学校 教諭 55 歳	減給 1/10 1 月	被処分者は、令和 6 年 8 月 10 日（土）午後 3 時 35 分頃、私用で普通乗用自動車を運転して安曇野市内の県道を走行中、考え事をしながら漫然と運転していたことにより対向車線に進入し、対向進行してきた相手方の普通乗用自動車の前部に自車の前部を衝突させた。これにより、相手方車両の同乗者に全治約 3 か月のけがを、自車の同乗者に全治約 14 日のけがを負わせた。 被処分者は、同年 12 月 24 日（火）、佐久簡易裁判所から自動車運転死傷処罰法（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律）違反・過失運転致傷の罪で罰金 50 万円の略式命令を受け、納付した。

R7. 6. 12	小学校 教諭 36 歳	減給 1/10 1 月	被処分者は、授業中に騒ぐなどの行動を行う児童に、その都度口頭により指導していた。しかし、他の児童の学習活動の妨げになることを心配し、令和 6 年 7 月頃から令和 7 年 3 月上旬までのいずれかの日に、授業中の教室等で、右手の指の部分で頭や頬を叩く体罰を、児童 5 名に対して複数回行った。さらに、2 学期終わりから 3 学期にかけてのいずれかの日に、授業中の教室等他の児童がいる前で、「くず」「死ね」「消えろ」といった人格を否定する言辞を、児童 6 名に向けて複数回発した。
R7. 3. 26	高校 教諭 64 歳	免職	被処分者は、令和 6 年 12 月 25 日（水）、上田市内の飲食店で忘年会に参加し、2 次会まで飲酒した。 その後、勤務校の駐車場に駐車しておいた自家用車を乗り出し、道路脇に敷設されたガードポールに衝突する事故を起こした。代行業者で、いったん自宅へ帰宅後に、家族と共に上田署に出頭した。 警察での取り調べの後、1 月 17 日（金）に書類送致され、3 月 6 日（木）酒気を帯び、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、令和 6 年 12 月 25 日午後 10 時 55 分頃、長野県上田市天神付近道路において、普通乗用自動車を運転したことによる道路交通法違反で起訴された。
R7. 3. 26	中学校 教諭 29 歳	免職	被処分者は、令和 6 年 11 月 22 日（金）、飯田市内で行われた職場の有志による慰労会に出席し、午後 6 時 40 分頃から翌日午前 0 時 30 分頃までの間に 2 軒の飲食店で飲酒した後、タクシーで帰宅した。午前 1 時頃、酒席会場近くの駐車場に停めた自家用車内に私物を取りに戻ろうと別の自家用車で乗り出し、午前 1 時 20 分頃、同市内の市道を走行中、対向車線に進入して対向車と正面衝突する物損事故を起こした。その場で警察官による呼気検査を受け、呼気 1 リットルにつき 0.15 ミリグラム以上のアルコールが検出されたため現行犯逮捕された。 被処分者は、令和 7 年 1 月 31 日（金）、飯田簡易裁判所から道路交通法違反（酒気帯び運転）の罪で罰金 50 万円の略式命令を受け、これを納付した。
R6. 12. 26	高校 講師 20 代	免職	被処分者は、令和 6 年 3 月から同年 4 月にかけて複数回、令和 5 年度に勤務していた学校の生徒 1 名に対し、児童生徒性暴力等を行った。
R6. 12. 26	高校 会計年度 任用職員 65 歳	免職	被処分者は、令和 6 年 9 月 23 日（月）午後、自宅で飲酒した後、午後 6 時頃自家用車を運転し買い物に出かけた。その途中、被処分者にクラクションを鳴らされた住民が警察に通報し、自宅に到着した警察官による呼気検査の結果、呼気 1 リットルあたり 0.3 mg のアルコールが検知された。 被処分者は、令和 6 年 11 月 25 日（月）、道路交通法違反により罰金 30 万円の略式命令を受け、令和 6 年 12 月 10 日（火）に納付した。
R6. 12. 16	高校 教諭 31 歳	免職	被処分者は、令和 5 年 1 月から令和 5 年 4 月にかけて複数回、18 歳未満の者 1 名に対し、児童生徒性暴力等を行った。 令和 6 年 7 月 16 日（火）児童福祉法違反の疑いで逮捕。同年 11 月 13 日（水）に長野地方裁判所上田支部で初公判が行われ、罪を認め即日結審。同年 12 月 2 日（月）に懲役 3 年（執行猶予 5 年）の判決を受けた。
R6. 8. 27	高校 校長 57 歳	戒告	被処分者は、令和 4 年度、教頭として勤務していた際、業務で用いるために私用の USB メモリに生徒の個人情報（全校生徒に関する氏名・生年月日・保護者氏名・住所等 369 名分及び、当時 2 年生

			の1年次の英語テスト結果130名分)を保存し、緊急業務の対応のため校外に持ち出し、そのUSBメモリを紛失した。これを拾得した者に個人情報漏洩してしまう事案を起こした。
R6. 6. 11	高校 教頭 55 歳	減給 1/10 1 月	被処分者は、教諭として勤務していた高校の部活動の会計担当者をしていて令和3年度から令和4年度までの間、当該部においては部費会計の支出に関する規定が存在していなかったことから会計担当者の判断で支出できると考え、休日勤務の手当、休日の大会や練習試合の引率に係る交通費（自校での練習試合を含む）合計190,090円を部費から支出、受領した。 なお、この190,090円は全額本人から部費会計に返金されている。
R6. 6. 11	高校 教頭 54 歳	戒告	被処分者は、令和5年4月22日（土）午後3時5分頃、私用で自家用車を運転し、飯山市内を新潟県十日町市方面から中野市方面に向かい走行中、眠気を催し、漫然状態のまま飯山市常盤付近で対向車線にはみ出し、それをよけようとした被害者運転の普通乗用車左側面部に自車左前部を衝突させ、同人に加療約35日間の傷害を負わせた。 その後、10月23日（月）に長野簡易裁判所から過失運転致傷の罪で罰金50万円の略式命令を受け、11月2日（木）に納付した。
R6. 6. 11	小学校 教諭 34 歳	戒告	被処分者は、令和5年10月1日（日）午後4時55分頃、学校での仕事を終えて帰宅しようとして自家用車を運転中、長野市内の信号機のない交差点で、一時停止後、安全を十分確認しないまま右折して優先道路に進出しようとしたところ、右方道路から直進してきた被害者の自動二輪車と自車右前部とを衝突させて転倒させ、被害者に全治約90日間のけがを負わせた。 被処分者は、令和6年1月4日（木）、長野簡易裁判所から自動車運転死傷処罰法（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律）違反・過失運転致傷の罪で罰金30万円の略式命令を受け、納付した。
R6. 6. 11	小学校 教諭 40 歳	戒告	被処分者は、令和5年12月31日（日）午後3時37分頃、私用で自家用車を運転中、千曲市内の信号機のない交差点で、一時停止後、安全を十分確認しないまま右折しようとして、反対方向から直進してきた被害者の自転車に自車右前部を衝突させて転倒させ、被害者に全治約3か月のけがを負わせた。 被処分者は、令和6年3月4日（月）、上田簡易裁判所から自動車運転死傷処罰法（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律）違反（過失運転致傷）の罪で罰金30万円の略式命令を受け、納付した。